

フィデスとポテスタス、ポテンティア

——クリエンテラ再考、その一の三——¹⁾

長谷川 博 隆*

Fides, Potestas, Potentia

Hiroataka HASEGAWA*

はじめに

クリエンテラ (clientela) の底を流れる理念としてフィデス (fides) を挙げることには、いかなる人もほぼ異存のないところであろう²⁾。この点を一応認めたとうえで、理念フィデスを検討してゆくならば、クリエンテラの基本的な性格の一端も明らかになるのではなからうか。筆者が一論文において示したこと——それは紙幅の都合で示唆にとどまった問題であるが³⁾——、つまりフィデスのうちなる「力」(強制力、拘束力と物理的な力になる)と、フィデスとともに登場する、あるいはそれと相通ずる「力」的な要素という問題をもう一步突っ込んで考えてみたいと思う。

力的な要素の強調は、フィデスを純「道義」的なものとみなしていたハインツェ (Heinze) を中心とする古い見解に対する批判として登場した捉え方、とりわけローマ法学者の見解をふまえたものに他ならないが、それはまた、クリエンテラを倫理的性格の濃い人的結合関係——勿論この場合も現代人のいう倫理性ではなく、ギリシア・ローマ的なそれであるが、そういった点をふまえた上である——とみなし続ける捉え方への批判になるともいえよう⁴⁾。

今ここでは、ローマ共和政中期から末期にかけてのクリエンテラ、とりわけ末期のクリエンテラが検討の対象となる。それは、ローマの古い時代のクリエンテラの本質も、共和政末期のクリエンテラの理想化されたものとも考えるからに他ならない⁵⁾。

フィデスに関しては、ローマ内部 (ローマ人同士) の関係におけるフィデスと対外関係におけるフィデスとに分けて考えるべきであるが⁶⁾、この点を論文の底にすえた上で、フィデスについてどういうことが言えるかを検討してゆきたい。

夙に Badian も、deditio (降伏) の場合、フィデスが *dicio* や *potestas* のような表現と結びつくことは認めている。当然であろう。しかし、自由意思で選ばれたパトロンの場合には、このような結びつき、つまり「力」「拘束力」を伴った結びつきの事例は存在しないという⁷⁾。もっとも

* 人文系列 (Department of Liberal Arts and Sciences)

iudices (史料⑧⑫ cf. ⑮, 注37, 40をみよ) や政務官 (史料⑭⑯⑰, cf. ⑰⑱, 注43; 44. cf. 注47をみよ) の'in fide ac potestate'は認めている (Badian によれば, b. G. 8, 44, 3は例外) (TLL, I, A, b, β)。というよりは, こちらの方こそ一般的とみるべきではなかろうか! フィデスのもとという点と, ポテスタス (potestas) 若しくはポテンティア (potentia) のもとということ, この二つが様々な形で関連してゆくのである⁸⁾。

たとえば, ネル (Nörr) の最近の仕事の示すところでは, フィデスに関して "deditio in dicionem" と "deditio in fidem" との差について, 「現実的」と「論理的」の差としていること, また一方で fides という表現があっても, 実は "in potestatem" に他ならないとみていることを想起したい⁹⁾。訳語に Schutzgewalt の与えられる所以でもある。

なお, ラテン語のフィデスにあたるギリシア語のピスティス (pistis) も検討の対象にしなければならないが, 両者が完全に等価といえるかどうかには問題があり, ここでは差当りフィデスに焦点を絞って検討してゆくことにしたい¹⁰⁾。

今回はプラウトゥス (Plautus) やテレンティウス (Terentius) は省き, 史料は基本的にはキケロ (Cicero) やカエサル (Caesar), サルスティウス (Sallustius) など共和政末期のものに限定し, それにリウィウス (Livius) を加え, 対外関係におけるフィデスと対内関係におけるそれとの差を意識しながら, フィデスに関わる一つの問題を考えてみたい¹¹⁾。

一 フィデスの内なる「力」的な要素

I すでに検討したように, フォン・ベゼラー (v. Beseler) 以降のローマ法学者の見解では, フィデスとは本来が拘束力すなわち力であったという。それをベッカー (Becker) の整理にしたがって繰り返せば, まず第一に力としてのフィデスが生まれ, 次いでパトロン側の拘束力が道義的な色合を帯び, 第三段階に至ってはじめてフィデスは倫理的・道義的なものになるというのである。また言語学者バンヴェニストもほぼ同様のことを主張している¹²⁾。

私たちにとって問題となるのは, 古い時代のフィデスやクリエンテラではなく, そこにみられるフィデスの力的な要素, したがってクリエンテラの拘束力がいつまで存続するのか, とりわけ共和政中期・末期以降に関しても認められるかということである。共和政中期以降のフィデスについては一般にその倫理的な性格が強調されているからこそ, 以上の点が問いとして成立するのである。

なお広く, 力とは, 強制力, 拘束力から物理的な力の行使にいたるのであるが, その際, 注意しなければならないのは, 「拘束力」とする場合 (A) と「力」そのものという場合 (B) との差である。

II 一般にクリエンテス, クリエンテラが「力」とりわけ強制力・拘束力 (A) を意味する, 内包するということに対しては, それ自体, 特に疑問をさしはさむ必要はあるまい。しかもそういっ

た限りの力とは、他ならぬ理念フィデスにも属性として備わっていたのである。

フィデスの紐・鎖・絆つまり *vinculum fidei* という表現は、リウィウスに二箇所、その事例が見いだされる。

①Liv. 8,28,8 (B. C. 326): Eo anno plebi Romanae velut aliud initium libertatis factum est, quod necti desierunt (8,28,1) ...Victum eo die ob impotentem iniuriam unius ingens *vinculum fidei*; iussique consules ferre ad populum ne quis, nisi qui noxam meruisset, donec poenam lueret, in compedibus aut in nervo teneretur; pecuniae creditae bona debitoris, non corpus obnoxium esset. Ita nexi soluti, cautumque in posterum ne necterentur.

「この年（前326年）に、あたかもローマのプレブスの自由が新たに生まれたかのようにみえる。それはネクスムが廃止されたからである。…この日に、ひとりの人物の法外な不正によって、フィデスの強力なウインクルム（*vinculum*）が打ち破られ…」

当該箇所はネクスム（*nexum*=拘束行為、債務奴隸制など）と関係があり、その解釈に関しては多くの見解が入り乱れているが、ただ「フィデスの強力な *vinculum*」というところに注目したい。その上で、これはやはり強制力、つまり力を示すとみるのである¹³⁾。

②Liv. 22,13,11 (B. C. 217) : nec tamen is terror, cum omnia bello flagrarent, fide socios dimovit, videlicet quia iusto et moderato regebantur imperio nec abnuebant, quod unum *vinculum fidei* est, melioribus parere.

「すべてが戦いの炎にくるまれたときに、この脅威ですら、同盟市の忠誠さを揺り動かさなかった（*fides* とある）。明らかに彼らは、正しくて、中庸的な支配のもとにあり、より良い方に従うのを拒否しなかったからだ。それがフィデスの唯一の *vinculum* なのだが¹⁴⁾。」

両史料（①②）はそれぞれが、ローマ内の関係におけるフィデスと、対外関係におけるフィデスを示している。ただ①、②ともに共和政初期・中期が問題になっているのだとか、リウィウスの用法にすぎないという説もあるが、それに対してはキケロがレグルス（M. Atilius Regulus）について次のように記しているのを指摘すべきであろう。

③Cic. off. 3,111: Nullum enim *vinculum* ad astringendam fidem iure iurando maiores artius esse voluerunt.

「というのもまた、われわれの祖先の考えでは、信義を守る点に関して、誓いこそ、いかなる束縛にもまして、われわれをきびしく拘束すべきであり、…」と。

レグルスのことであり、時代は遡るが、キケロの文章である点に注目したい。ただし当該箇所は、たしかにフィデスに関わりはあるにせよ、誓い（*ius iurandum*）の *vinculum* というべきであろうか？ ただ、フィデス（*fides*）とユス ユランドゥム（*ius iurandum*）との関係を想起すべきであり¹⁵⁾、そこに *vinculum* をすえて捉えねばならない。また *fides* に関して *astringere* という言葉のあることも重要である（後述）。

フィデスの *vinculum* は、このようにリウィウスから摘出されるが、ある種の理念の *vinculum* という表現は、リウィウスまでくだらなくともキケロの随所に見出される。人と人を結ぶ理念が

拘束力をもつのは、フィデスに限ったことではないからである。キケロの法廷・政治弁論だけでも、amicitiaのv.(Planc.5), dignitasのv.(Cluent.146)をはじめ、その例はいくらでも挙げることができよう。更には、それは理念といえるかどうか問題であるが、広く理念に支えられた概念として、pax (leg. agr.2,49.保証と訳すべきであろう), servitus (Phil.10,18), corpor (Scaur.4), religio (Balb. 34.—fides に対して。quod...magis fide...quam aliquo publico vinculo religionis teneretur.このreligioにはとくに宗教的な意味はない)の語も指摘できる。ところで、このようにfidesと結びつく理念、若しくは概念の中では、上記のようにamicitiaのvinculum (paxのv.も)は摘出できても、clementiaやhumanitasのvinculumは見出せない。

Vinculumそれ自体にはとりわけ理念的な要素や倫理的性格はないが、その底になんらかそういう性格のものが潜んでいることはたしかであり、また各種の理念と結びつくことも多いが、勿論具体的な形をとりうる拘束力という具合に使用されるのも当然であろう。そのような発展の可能性を秘めたvinculumの例を一、二あげておこう。

(a) Cic. Caecin. 70: ...is vincula revellit non modo iudiciorum, sed etiam utilitatis vitaeque communis.

iudicium (判決)のvinculaのみならず、共同体の安寧と生き方とのvinculaというのである。

(b) Liv. 10,13,14 (B. C. 298): eo anno plerisque dies dicta ab aedilibus, quia plus quam quod lege finitum erat agri possiderent; nec quisquam ferme est purgatus vinculumque ingens immodicae cupiditati iniectum est.

「非常に多くの人々が、この年、aedilesによって、法の許した以上の土地をもつという罪で告発された。そこでほとんどすべての人が、罪・責任をまのがれず、法外な強欲さが厳しくおさえつけられた¹⁶⁾。」

(c) Cic. Fin. 2,117: Tollitur beneficium, tollitur gratia, quae sunt vincla concordiae.

ここではconcordiaのvinculaとしてのbeneficiumとgratiaが指摘される。

(d) Hor. epist. 1,7,67は、商業上のことであろう。

Ⅲ ところで、フィデスはvinculum以外にも、結合や強制などを意味する表現と結びつくことが多い。その例を挙げてみよう¹⁷⁾。

(1)alligare—Sen. Troades. 611: Fidem alligavit iure iurando suam.

「彼女は、誓いによってそのfidesを固めた。」

cf. Sen. Thy. 971f.: Hic est, sceptrum qui firmet mea solidamque pacis alliget certae fidem.

(2)obligare—Cic. Phil. 5,51: Audebo etiam obligare fidem meam, patres conscripti, vobis populoque Romano reique publicae. cf. Liv. 40,57,4.

「元老議員諸士よ。思い切って、貴方に、ローマ国民に、そして国家に、私の言質を与えよう。」

(3)astringere—Cic. off. 3,111=本論文、史料③。

cf. Terent. Eun. 102: Hac lege tibi meam adstringo fidem.

(4)constringere—Cic. Balb. 12: fidem esse constrictam.

「(veritas でなく religio によって) fides が請け合われ…」cf. Balb. 34 (本稿 4 頁)

(5)obstringere—Liv. 23,9,3: Paucae horae sunt, intra quas iurantes per quidquid deorum est, dextrae dextras iungentes, fidem obstrinximus. cf. Liv. 30,15,2; Caes. b. c. 2,17,2.

「やっと少し時間ができたので、我々は、その場のあらゆる神々に誓いを立てて、右手で彼の右手を握り、忠実さを約束した。」フィデスに関わる一つの型である。

(6)vincire—Cic. Font. 30: cuius nomine maiores nostri vinctam testimoniorum fidem esse voluerunt. cf. Ovid. Her. 20,212.

「わが祖先は、その名前（ユピテルの名）で、証言の信頼性が縛られるのを望んだ。」

(7)devincire—Cic. off. 3,111: foedera, quibus etiam cum hoste devincitur fides,...

「条約によって fides が敵にさえ義務づけられる…」

これらは、殆どが誓約であり [(1)(3)(5)(6)], 単なる結びつきよりも積極的に言質・保証 [(2)(4)(6)] として、拘束・強制的なニュアンスの濃いものである。

このように、現実問題としてフィデスが拘束力の働きを示すことは、フィデスを「保証」とみなしても言えるのではなかろうか。というよりは、保証としてのフィデスなればこそ拘束力的なものと結びつき、ひいては potestas との関連も生まれてくるといえよう¹⁸⁾。なお信頼 (Treue) と保証 (Garantie) については Fraenkel, Heinze が説き、特に deditio における fides が一種の拘束力として働くことは論者の指摘する通りであろう¹⁹⁾。

フィデスが力、具体的な力 (B) を示す例については、とくにその例をあげる必要あるまい²⁰⁾。現実にも、論理的にも、フィデス→クリエンテス→力ということは、直ちに辿ることができるからである。ただここでは力を示す表現そのものに即して考えることになる。

IV フィデスが他の理念と結びつくことは明らかである。諸研究者の整理をふまえ、更にいくつかの理念を追加して並べ直してみよう (et 等で繋がるかどうかにはこだわらない)²¹⁾。

Fides et amicitia: Plaut. Trin. 153; Cic. S. Rosc. 112; Verr. II ,2,2; 3,12; II , 5,83; 124; fam. 13,16,2; Case. b. G. 2,14,2; b. Alex. 23,2; Liv. 28,32,5. cf. Cic. Verr. II ,2,90; Sall. Iug. 14,5; 24,10; Cat. 24,2.

Fides et amor: Cic. Att. 2,22,4; 2,23,3; 3,20,2.

Fides et auctoritas: Cic. Font. 23; Scaur. 38; Liv. 41,24,9. cf. Cic. Q. Rosc. 7.

Fides et auxilium: Cic. Rab. Post. 41; Hirt. b. G. 8,48,3; Liv. 3,58,5. cf. Cic. Verr II ,5,172.

Fides et bene (i)volentia: Cic. Verr. II ,2,2; prov. cons. 1; sen. 30; Balb. 30; fam. 3,11,3. cf. Rh. Her. 3,14; Cic. Mil. 69; Planc. 96.

Fides et clementia: Liv. 28,34,3; 45,4,7; Sall. Iug. 33,4. cf. Cic. fam. 13,66,1.

Fides et clientela: CIL. II , 3695,9; V, 4919,11; 4922, 11; Ter. Eun. 1039; Cic. S. Rosc. 93; 106; Liv. 26,32,8; 37,54,17.

Fides et dignitas: Cic. fam. 13,61 (Freyburger, p. 208 n. 501) . cf. fam. 1,7,2.
 Fides et diligentia²²⁾: Cic. Q. Rosc. 14; Verr. II, 2,179; Cluent. 118; sen. 18. cf. Quinct. 93.
 Fides et gravitas: Cic. Sull. 82; Phil. 8,19; 9,10; fam. 1,7,7. cf. Cic. Q. Rosc. 7; Mil. 22; Deiot. 16; Tusc. 1,2.
 Fides et humanitas: Cic. Scaur. 39. cf. Planc. 96; Mil. 22.
 Fides et misericordia: Liv. 30,36,5 (TLL. 667,14) . cf. Caecil. 5.
 Fides et necessitudo: Cic. fam. 13,19,2.
 Fides et officium: Sall. Iug. 10,4; Cic. Cluent. 10. cf. Rh. Her. 3,14; Cic. Quinct. 93; Caecil. 5.
 Fides et pax: Varr. L. L. 5,86; Liv. 24,29,5; Ov. Met. 3,128; 12,365. cf. Liv. 30,24,11.
 Fides et patrocinium: Gell. 5,13,2.
 Fides et potestas: Cic. Verr. II, 4,14; Font. 40; Q. fr. 1,1,27; Caes. b. G. 2,3,2; 2,13,2. cf. Cic. Mur. 1; Flacc. 102.
 Fides et religio: Cic. Q. Rosc. 7; 45; Deiot. 16 (TLL. 691,57-60) . cf. Font. 23.
 Fides et societas: Cic. Verr. II, 4,84; Scaur. 44; Liv. 21,19,10; 25,16,14; 26,49,8 (結びつきは Cic. Quinct. 26) . cf. Scaur. 44; Sall. Cat. 44,3.
 Fides et tutela: Cic. prov. cons. 35; Liv. 24,22,15; 38,31,2; Gell. 5,13,2. Sen. Clem. 1,1,5; Apul. Plat. 2,25; Paneg. 11(3), 1,5. cf. Flacc. 102.

上のように列記してみると、amicitia や officium などと比べると、potestas だけが、少々変わった結合であるのに気が付く。fides と potestas との結合はどのように位置づけられるか。更には、auctoritas, societas や clementia に関しても同様な問いが発せられよう。だが、ここではその点には立ち入れない。Auctoritas については別の考察が必要であるにしても、fides et amicitia, fides et societas, fides et clementia はグラマティカルには Treue と同じ意味であり、きわめて稀でかつ非術語的だとされている。さらにはまた、フィデスと iustitia²³⁾, gravitas (romana) の関係も想起すべきであろう。

もっとも「力」といえば、officium は、fides の力、obligation を示すとも考えられる²⁴⁾。ただその際、officium と studium との関係も忘れてはなるまい²⁵⁾。

以上、大きく捉えてみて、フィデスの内なる、あるいはフィデスと結びつく拘束・強制力、及び積極的な「力」的な要素 (A, B) の存在はほぼ認めてもよからう。ただこの項では、フィデスが力以外の理念や概念と結びつくことを示し、短絡的な捉え方を避けて脹らみのある考察を行なうための素材を提供したわけであるが、次に「力」の問題をもう少し掘り下げてみたい。

二 フィデスの外の「力」——フィデスとの併記の問題。ポテスタスとディキオ——

まず史料に現われるかぎりの問題、および想定可能なケースを列挙して検討してみたい。複数

の理念の併記とは、それらが等価なものとして並べられるのか、補完し合うもの、あるいは対立する理念として併記されるのか、それとももう一歩進んで相反するものを意味するのか、という極端なケースまで考えられよう。

I フィデスがポテスタス (potestas)²⁶⁾ やディキオ (dicio)²⁷⁾ とともに史料に登場する場合、大きく分けて、それは、1) 等価、2) 補完、3) 対立（これも、結局のところ第二型つまり補完になることが多い）のいずれかであろう。ベッシェルは（勿論古くは v. Premerstein も）、フィデスを無制限な力としての dicio や potestas を補うものとみている²⁸⁾。

一方ウィアッカーは夙にロンバルディの書評において、(1)あらゆるフィデスが拘束力（倫理的、あるいは社会的・政治的な点を考慮したもの）と等価であるのか、つまりそれはフィデスとアミキティアとの結びつきのようなものなのか、(2)それともフィデスはこの場合保護する力なのか、(3)または勝利者の法的な拘束力を意味するのか、(4)強力な方の道義的な（それとも聖なる）自己規制による純粋な力の制限なのかという問題を我々に投げかけている²⁹⁾。

II フィデスがポテスタスとともに登場する場合³⁰⁾。そこには、三つの型がみられる。

(A) 明らかに両者対立する、異なった概念として。

(B) 等価、若しくは深く関連する場合、

(B 1) 主体が同じ。つまり、誰の、あるいは何の fides または potestas かに関して。

(B 2) 一見、主体が異なる。しかし、結局は一個の人物にと集約される。

(C) potestas とはなくとも、論理的に fides と併記されるべき potestas の存在が推定される場合。

すべてが上のように分けられるというわけではないが、一応このように分けて（あるいは分けられることを意識しながら）考えてゆきたい。その際、主体が *populus Romanus* である場合と個人（パトロン）の場合とがあり、両者を分けて見てゆくことになる³¹⁾。

(A)

④ Liv. 8,25,3-4 (B. C. 326): *Lucani atque Apuli... in fidem venerunt, arma virosque ad bellum pollicentes; foedere ergo in amicitiam accepti. Eodem tempore etiam in Samnio res prospere gesta. Tria oppida in potestatem venerunt, Allifae Callifae Rufrium, aliusque ager primo adventu consulum longe lateque est pervastatus.*

「ルカニ人とアプリ人とは、…フィデスのもとにはいり、戦争に対する武器と兵士を約束した。そこで同盟条約によって、友誼関係の中に受け入れられた。同時にまたローマ人はサムニウム地方の遠征でも華々しい成果を収めた。三つの町、Allifae, Callifae, Rufrium が、potestas の中に入ったが、その土地の残りは、やっとコンスルたちがやってきたときには、広く荒らされてしまっていたのである。」

対句として *'in fidem venerunt* (amicitia 関係にはいることに連なる) と *'in potestatem venerunt*

(Allifae, Callifae, Rufrium)'とし、しかも fides と potestas とは全く異なるものとされている³²⁾。

- ⑤ Liv. 39,54,7 (B. C. 183): dedidisse se (=Gallos) prius in fidem quam in potestatem populi Romani.

ここでは fides と potestas とが明らかに次元の異なるものとなっている³³⁾。

- ⑥ Val. Max. 6,5,1: Adversum quam saevire cupiens populus Romanus, postquam a Papirio, cuius manu iubente consule verba deditionis scripta erant, doctus est Faliscos non potestati, sed fidei se Romanorum commisisse, omnem iram placida mente deposuit....

「...ローマ国民は残忍に取り扱おうと思ったが、Falisci が自らをローマ人の potestas に委ねるのではなく、fides に委ねることを、Papirius——コンスルの命令によって、この人の手で降伏の文言が書かれたのであるが——に教えられて、平静な気持ちでその怒りのすべてを棄てたのである。」

前242年の話。Potestas と fides が本来対立するものとされていることは、明らかであろう。この6,5は iustitia についての章であるが、6,6—8は fides に関する章となる³⁴⁾。

次いで、史料④との関連でアキリウス法 (lex Acilia) を想起したい。§ 1 に 'in arbitratu ditione potestate amicitiae populi Romani' とあるのは、-ve で峻別され、'in arbitratu ditione potestate p. R.' と 'in amicitia p. R.' になると解される (勿論、異論も多い)。その際、後者には Gastgemeinde が考えられ、前者を Klientelgemeinde とするのは Mommsen であったが、そういった問題は主題とは別のことである。むしろ fides と amicitia との関連から (④および当小論 P. 5の表の fides et amicitia)、むしろ fides と potestas 峻別例の傍証とすることができよう³⁵⁾。

(B 1)

- ⑦ Cic. Q. fr. 1,1,27: eos, quos tuae fidei potestatique senatus populusque Romanus commisit et credidit.

「ローマの元老院と国民とが貴方の fides と potestas に委ね、信頼した人たちを……」

第三年目のアジアの propr. としての Q. Cicero にあてたもの。属州長官に関わる表現³⁶⁾。

- ⑧ Cic. Font. 40: hominem... videtis positum in vestra (=iudices) fide ac potestate, atque ita, ut commissus sit fidei, permissus potestati. (Cic. Mur. 2 参照, 史料⑮)

「...ごらんのように、あなたの fides と potestas のもとにこの人物がいるのですが、あなたの fides に信頼し、あなたの potestas に身を委ねているかのようです。」

Iudices の fides と potestas が述べられている。ただ、キケロが iudices のフィデスと potestas に言及する場合、それはパトロンの position とはとくに関係ないとみられる³⁷⁾。

- ⑨ Cic. dom. 1: Quod si ullo tempore magna causa in sacerdotum populi Romani iudicio ac potestate versata est, ... vestrae sapientiae, fidei, potestati commissa creditaque esse videantur.

「昔はどの場合も、重要な案件は、ローマ国民の神官の iudicium と potestas のもとにおかれていた。… (国家の dignitas や全市民の安全、家などを列挙、それらが) 諸君たちの sapientia, fides, potestas に信頼して任せられているように思われる。」

神官に向ける言葉である。従って神官の f. と p. の指摘に他ならない³⁸⁾。

- ⑩ Caes. b. G. 2,3,2: ・, qui dicerent se suaque omnia in fidem atque in potestatem populi Romani permittere,

レミ族の使者の発言として、「我々の命と全所有物を、ローマ国民の庇護と権力のもとにおく」と。(国原吉之助氏訳参照, 少々変更。以下カエサル作品については同じ)

ローマ国民の fides と potestas とは、明らかにクリエンテラ関係を意味する³⁹⁾。

- ⑪ Caes. b. G. 2,13,2: omnes maiores...significare coeperunt sese in eius fidem ac potestatem venire..

「年寄りらは皆…カエサルの fides と potestas のもとに身を委ねること、…を伝えようとした。」

ここのクリエンテラを指している。属州長官としてのカエサルの fides と potestas とあるが、この前に manus tradere と記されている。恩恵・慈悲を乞い、自ら降伏せんとするわけで、またこのあとに neque contra populum Romanum armis contendere. (前注39参照)

- ⑫ Cic. S. Rosc. 29: deorumne immortalium, populi Romani, vestramne, qui summam potestatem habetis hoc tempore, fidem implorem?

「不滅の神、またはローマ国民、いやこのとき、最大の力をもっている貴方がたの保護 (fides) を乞い願えるのか。」

Iudices が potestas をもつことが示されているが、そのことと fides の行使とが一体のものと見做されていたことも明らかである⁴⁰⁾。

- ⑬ Curt. 8,4,21: qui se regis potestati fideique permisit.⁴¹⁾

- ⑭ Cic. Verr, II 4,14: video igitur...te...ab homine eo quem una cum ceteris sociis non solum potestati tuae, sed etiam fidei populus Romanus commiserat eripuisse atque abstulisse.

「かつて、あの我々の別の同盟者とともに、ローマ国民がただ単に貴方の力 (potestas) でなく、貴方の fides の下においた人から……」

ここの potestas は政務官（というよりは属州長官としての Verres）に関わるものであろう⁴²⁾。Potestas は属州長官の行政・司法的な力、fides は Verres のパトロンとしての権威的なものを示し、分離的な性格のものとみられるが（⑦⑪も然り）、補完するものとすべきであろう。

地方長官の potestas—imperium は必然的なもの、従って彼らの fides と記されるだけの場合でも、当然彼らの fides と potestas とを暗々裡に示すといえよう⁴³⁾。

(B 2)

- ⑮ Cic. Mur. 2: Quae cum ita sint, iudices, et cum omnis deorum immortalium potestas aut translata sit ad vos aut certe communicata vobiscum, idem consulem vestrae fidei commendat qui antea dis immortalibus commendavit,....

「事態がこのようなので、iudices よ、また不滅の神の力 (potestas) のすべてが貴方に移されるか、あるいは少なくとも貴方に分有されたので、かつて彼を不滅の神に委ねたその同じ人物がコンスルとしてのムレナを、貴方 (iudices) の fides に委ねるのである。」別の読みも可能。

(C)

⑩ Cic. Mur. 1: ea res mihi, fidei magistratuique meo, populo plebique Romanae bene atque feliciter eveniret...

「私にとって、つまり私の fides と magistratus にとって、またローマ国民、民衆にとって、このこと（ムレナが前62年のコンスルに選ばれたこと）は良き、幸運なことであり」

Magistratus とは potestas に連なるものであることを指摘しておきたい⁴⁴⁾。

⑪ Hirt. b. G. 8,44,3. (Oxford Text, 4-5): Lucterius...cum in potestatem venisset Epasnacti Arverni—crebro enim mutandis locis multorum fidei se committebat,...

「ルクテリウスは、しきりに居所を変え、次から次へと他人の保護に身を任せていた（ここは fides と）が、とうとうアルウエルニ族のエパスナクトゥスのもとに身を寄せ、保護を求めるにいたった（ここは potestas!）」。

クリエンテラが問題になるといえよう⁴⁵⁾。

(C')

⑫ Macrobi. Sat. 3,9,12: eosque (=hostes) ego vicarios pro me, fide magistratuque meo, pro populo Romano, exercitibus legionibusque nostris do, devoveo, ut me meamque fidem imperiumque, legiones exercitumque nostrum, qui in his rebus gerundis sunt, bene salvos siritis esse.

将軍が敵軍を呪って言う。「私は、この敵を代表者として、私のため、私の fides と magistratus のため、ローマ国民、わが軍、わが軍団のために捧げ、地下の神に誓う。私の fides と私の imperium, この軍事行動に臨むわが軍団とわが軍勢にご加護を賜らんことを」

私 (imperator) の imperium とあるところに注目したい。ローマの古い devotio の型であるが、普通、無制限の imperium を限定するものとしての fides を示すものと見られる⁴⁶⁾。

⑬ Liv. 4. 48. 13 (B. C. 416): in eius potestatis fidem circumventam rem publicam tamquam privatum inopem confugere.

この potestas は tribunicia p. とみるべきであり、従って、その fides となるわけである⁴⁷⁾。

以上、「ローマ国民の fides と potestas」を示す例は必ずしも多いわけではなく（⑤⑥⑩中の⑤⑥では両理念は分離。cf. ④）、fides と potestas との結びつきは、(a) magistratus (⑭⑱. cf. ⑦⑫) (b) imperator (⑪cf. ⑱), (c) iudex (⑧⑫) 等、各種の公職にある人物に関わるもので、補完もしくは対立、更には対立であるが補完的な意味をもつ例など様々であるが、クリエンテスに関して両概念のみられる事例も広く指摘できる（④⑤⑥⑦⑩⑪⑬）。もっとも magistratus や imperator の場合、その fides とあるだけでも (Caes. b. c. 1,74,2; Cic. off. 1,35;⑫), そこには potestas や imperium の存在することは確かであり、また一方 fides と imperium (imperator), もしくは fides と magistratus との併記、結合は、ある意味では fides と potestas (広義の意味で) の結合を意味したといつてよからう⁴⁸⁾。

Ⅲ dicio とともに⁴⁹⁾。

Populus Romanus の fides と dicio のもとにというのは、populus Romanus の fides と potestas のもと^⑩、あるいは現実にはそれは個人の（＝パトロンの）fides と potestas のもと^⑪、ともいえるのではなからうか。

②⑩ Liv. 8,1,10 (B. C. 341):...qui nec ut Samnites in pace amicitiam nec ut Campani auxilium in bello petissent, nec in fide populi Romani nec in dictione essent.

「(Sidinici は)、サムニウム人のようには平和時に amicitia を求めず、カンパニア人のように戦争にあたり援助を求めなかった。彼らは、ローマ国民の fides のもとにも、その dicio のもとにもなかったのである」

問題も残るが、相対立する表現、ただし広い意味でのクリエンテラを支えるものとみるべきであろう⁵⁰⁾。

②⑪ Liv. 34,35,10 (B. C. 195): (civitates) se suaque in fidem ac dicionem populi Romani tradissent.

補完概念か？ Populus Romanus の fides と dicio となっている⁵¹⁾。

②⑫ Liv. 37,45,3 (B. C. 190): Asiae civitates in fidem consulis dicionemque populi Romani sese tradebant.

Consul の fides と populus Romanus の dicio の中に身を投じる (sese tradebant)⁵²⁾。

②⑬ Liv. 38,31,6 (B. C. 189): ad urbem Lacedaemonem in fidem dicionemque populi Romani accipiendam.

Populus Romanus の fides と dicio に受け入れられることを意味する⁵³⁾。

②⑭ Plin. Paneg. 32,1:... provincias omnes in fidem nostram dicionemque venisse,...

②⑮ Curt. 9,7,13: ei (Alexandro) se dedere...libertatem...fidei dicionique permissuros.⁵⁴⁾

②⑯ Cic. Caecil. 66:...ab hospitibus clientibusque suis, ab exteris nationibus, quae in amicitiam populi Romani dicionemque essent, iniurias populsare eorumque fortunas defendere.

「彼らの hospites や clientes から、つまりローマ国民の amicitia や dicio のなかにはいつていた外国人から、不正を除去し、彼らの財産を守るように、」

Amicitia と dicio とが対になっている表現であり、一つの解釈としては、hospites—amicitia, clientes—dicio というわけであるが、amicitia と dicio を対立するというより関連概念とみることも可能である（「友人として受け入れられた…」と）⁵⁵⁾。

因みに deditio における in dicionem と in potestatem とは、現象的には同じことを意味するとみてよからう⁵⁶⁾。ただ以上の諸例は個々人の fides と dicio ではなく (Gell. 5,19,10はケースが別)、populus Romanus のそれ、また対外的であること (②⑩②⑪②⑫②⑬但し②⑫は少々異なる)、しかも史料は殆どすべて Livius であることを忘れてはなるまい。

三 クリエンテラの内なる力——*potentia*——

I ポテスタスやデイキオの場合のようなはっきりした形をとらないが、クリエンテラのうちなる *potentia* として（クリエンテラのうちなる *fides*, またはクリエンテラの底を流れる理念としての *fides* とともに存する, と想定される）（Hellegouarc'h, p. 238ff.）。

②⑦ Caes. b. G. 6,12,3:..., (Sequani) tantum *potentia* antecesserant ut magnam partem clientium ab Aeduis ad se traducerent.

「…（セクアニ族が）はるかに優勢になった。その結果、ハエドゥイ族に従属していた部族の大半を自分の従属国に移しかえ、…」

明らかに、クリエンテスを支えるものとしての *potentia* というべきであろう⁵⁷⁾。

②⑧ Caes. b. G. 6,15,2: ita plurimos circum se ambactos clientisque habet. Hanc unam gratiam *potentiamque* noverunt.

「このようにいっそう沢山の奴隷や従者にとり囲まれていた。こういった従者（クリエンテス）こそ、自己の声望（*gratia*）と *potentia* を示すただ一つの標章である」（国原氏訳）⁵⁸⁾

ここの *gratia* が *fides* と結びつくかどうかは、難問だが、Cic. Mur. 65の解釈によっては可能性もあることだけは指摘しておきたい⁵⁹⁾。なお *gratia et potentia* (Cic. Quinct. 9; Caes. b. G. 6,15,2=上記②⑧) の *potentia* は *auctoritas* とコントラストをなす、いや *gratia* とともコントラストをなす悪しき意味をもつとも考えられる (Caecin. 72; Mil. 12)。ただときには良い意味、中立的な意味をもつこともある (Cic. Att. 2,9,1. Gloria とは fam. 1,9,11) ⁶⁰⁾。上記②⑦②⑧は、ともにガリアのケースだが、クリエンテラの内なる力という意味で、*potentia* が使われているのではなかろうか。*Fides* への言及はないが、その関連はほぼ認めてよからう。

II ポテンティア (*potentia*) に関してもう一歩すすめて考えてみるとどうなるか。それは、フィデスとの併記はないが、パトロヌスまたはクリエンテラとの関連においてポテンティアの現出するケースである。

②⑨ Cic. Verr. II, 1,3. certet...testium constantia cum illius patronorum minis atque *potentia*.

「わが証人の確固たる証言が、彼のパトロンの力と脅迫と戦っているのだ」

彼のパトロヌス（弁護人）たちの力と脅迫を指している。この場合、パトロンとフィデスとの結びつきが、もう一方の極にあるとみたい。その上での *potentia* に他ならない⁶¹⁾。

③⑩ Liv. 43,2,11 (B. C. 171): Fama erat prohiberi a patronis nobiles ac potentes compellere,...

「パトロンたちが、身分あり、力のある人たちに対する告発を許さないだろうという噂が流れていた。」二人の亡命した人物（Furius と Matienus）に関してであるが、*nobiles* と *potentia* の結びつきに注意したい。

③⑪ Liv. 40,49,5 (B. C. 179): Regulus hic earum gentium erat, longe potentissimus omnium Hispanorum.

「彼はこの部族たちの長であり、全スペイン人のなかで断然最高の権力者であった。」

この前に、多くの貴族が捕まってローマの手に落ちた (*multi captivi nobiles in potestatem venerent*) とあり、その中の一人を *potentissimus* としているのである。

③② *Caes. b. G. 1,18,6: atque huius potentiae causa matrem in Biturigibus homini illic nobilissimo ac potentissimo conlocasse.*

「彼（ドゥムノリクス）は自己の権力を拡大するために、自分の母をピトゥリゲス族のもとに、そこで一番高貴な家柄の最大の勢力者に嫁がせていた」⁶²⁾。

更に1,18,8では、*potentia* と民衆の声望と社会的な名誉との関係が示されている。因みに *homines nobilissimi ac potentissimi* とは *Cic. Quinct. 72* にもみられる。

③③ *Caes. b. G. 7,4,1: Vercingetrix...summae potentiae adulescens...convocatis suis clientibus facile incendit.*

「ウエルキングトリクスは、（アルウエルニ族で）最高の権力をもっていた若者で、…自分の隷属者を呼び集め、簡単にあおりたてていた。」⁶³⁾

フィデスと直接に関連している例は摘出できないが、以上の諸例からパトロンに関すること（またはクリエンテスをもつこと）と、明らかに *potentia* をもつことが積極的に結びつくとはいえない。なお、ギリシア語の *pistis* との差を考えることによって「力」プラス「信義」としてのフィデスを示す論者の見解の検討は、別に取り扱うことにしたい⁶⁴⁾。

四 ポテンティア (*potentia*) とポテスタス (*potestas*)

ポテンティアもポテスタスも一応「力」と訳してきたが、そこには本来どのような差があるのだろうか。 *potentia* とは *posse* という動詞に関わる表現であるが、更に一步進めて、*pollere*, *valere* との関連が説かれている⁶⁵⁾。その点、能力というニュアンスも濃い。

まず史料にあらわれる形として、

第一は、*fides et potestas* は史料にみられても、*fides et potentia* 若しくは類似の表現はどこにも見つからない。

第二に、クリエンテラのうちなる「力」という意味の表現としては、*potestas* にとどまらず、*potentia* も使用されている。

さらにもう一步すすめて、

第三に、*potestas* が公的なポストその他と関わりのある力、とりわけ政務官の制度上の力、権限としての力＝本来は *magistratus* の *potestas* である⁶⁶⁾ のに対して、*potentia* とは私的な、あるいは物的な力であること、したがってそれは個々の政治家それぞれのおかれた立場上の、パーソナルな力というべきであろう。もっとも例外として、*Cic. dom. 80* に *magistratus* の *potentia* とあるのを指摘したい（なおここでは、*magistratus* の *potentia* は *populus Romanus* の *potestas* と

対句になっている)⁶⁷⁾。

第四に、*potentia* はノビレスの権威とか、力を意味し⁶⁸⁾、その限りでは特にポストに付着する理念でないこと（この点は *Cic. rep.* 2,56の明記するところである。そこでは *potentia nobilium* と *potestas consulis* とを対置させている）、またネガティブなニュアンスを伴うことも多い。少数者 (*pauci*) の *potentia* とか⁶⁹⁾、*factio* や *dominatus* と結びつくが⁷⁰⁾、この場合明らかにネガティブな思いがこめられているといえよう⁷¹⁾。

この第三、第四の点をふまえて主題に関して大胆な見通しを立てるならば、特別な役職と結びつかない世界で展開されるクリエンテラにおいては「力」としての *potentia* が大いに問題になるのではなからうか。また *pauci* や *factio* との関連から、ある一つの主張に発展する可能性もそこには認められよう。

なお *auctoritas* は *potestas* とは結びつくが、*potentia* とは結びつかない⁷²⁾。また *iniusta potentia* はみられるが、*iniusta auctoritas* はない⁷³⁾。

勿論、フィデスが *tutela* であることは明らかであるが⁷⁴⁾、それと関連して *tutor* の *potestas* という史料のあることも忘れてはなるまい⁷⁵⁾。

すでに拙稿、第二論文で明らかにしたように、クリエンテラにおけるフィデスは殆どがパトロンのフィデスであり、クリエンテスのフィデスではない、とすれば、フィデスとポテスタス（あるいはポテンティア）が結びつく、つまり力的な要素の存在するのも、パトロンのフィデスであったとすれば論理的に当然であろう。ここではそれを史料の上で確認したにすぎない。

以上でもって、フィデスのうちなる力、フィデスと併記、等置される力という点は明らかとなった。そこで問題は、クリエンテラがそのままフィデスに支えられた関係である、あるいはありつづけると言い切れるかというナイーヴなことに戻るといえよう。

結びにかえて

以上の整理からクリエンテラに関していかなることが言えるか。

自由意思によるクリエンテラの場合は、*dicio*、*potestas* と結びつかないかという問題が残るが、それでも次のような二つの点は認めてもよいのではなからうか。

1) *Vinculum* を検討することにより、*fides* の強制・拘束的な性格も明らかとなった。たしかにそれは理念フィデス自体の問題であるが、当然 *clientela* を支える理念にも連なるといえよう。

2) *Clientela*、とりわけ対外的な *clientela* は、*fides* プラス *potestas* に支えられていたこと、また公職に関わりある人物の場合も、その点は然りであることは明らかである。もちろん、すべてがそのように言えるとは限らないが。

3) *Clientela* の中には *potentia* 的な要素が含まれる。ただ *clientela* を支える *fides* は、その中に *potentia* をもつとみることができるとは、まだ解明できなかった（史料⑳をもう一步進めねばなるまい）。

このように言えるとするれば、まず第一に、もっとも大きな問題として指摘されるのは、次の点であろう。それは共和政中期・末期ローマのクリエンテラを単純に純「道義」的なものとする必要はないということである。ある意味ではこのことはとくに記すまでもないことかもしれないが、すべての基礎におかねばならない点である。

第二は、ローマ法学者の力説するように第三段階でフィデスが倫理的な性格のものになるというのではなく、この時代、共和政末期のフィデスも明らかに強制力としての要素をもちつづけていること、またフィデスが「力」を意味する理念を伴うこと、その二点から、フィデスに支えられたクリエンテラはその内部に「力」的な要素を蔵している、と言えよう。様々な偏差——フィデスと等価なものとしての「力」、あるいは補完的な理念としての「力」、もちろん逆に力をモディファイするフィデスというべき場合もあるが——を伴いながらも、クリエンテラとは、拘束力をもった関係であると言えることができるのではなかろうか。（もっとも道義性と力的な性格、それが強制・拘束力の場合は、必ずしも矛盾するものではないが）

今後の課題として、そのような「力」の問題が、次の時代になるとどう変わるかを考えてみるければなるまい。ただその問題に入る前に、クリエンテラが、共和政末期になると実質的には必ずしもフィデスに支えられた関係ではなくなりつつあるかに見える点——形式・表現面では残るが——を指摘しておく必要がある。

実は、ローマの東方進出時の対外的な姿勢に関わる *fides—pistis* の内に「力的な要素」がどの程度見られるか、またそれはどのようにモディファイされているかという古くからの設問をはじめ、力・強制力としてのクリエンテラが、具体的に、いつ、いかなる場合に、いかなる形をとって（他の要素と競合、またはより優越するものとして）現われるかということを考えてみなければならぬ。ただここでは、その前段階の話に終始した。

本小稿に関しては、「理念史において、これまで時空を越えたところで議論が展開されてはいないか」という筆者の反省⁷⁶⁾が十分に生かされているかどうか、やはり問題が残る。それは、各史料が同一平面上で取り上げられて論ぜられているように見えるからである。さらに今一つ記しておかなければならないことがある。それは個々の作家・作品におけるフィデスはある程度明らかにしたにしても、それでもって、これこそ共和政末期ローマのフィデス（そしてクリエンテラ）という具合に一般化できるかということに他ならない。

この小論は、決して新しい積極的な主張を展開するものではなく、一つの点の確認、つまりクリエンテラの力的な要素の確認を志したものにすぎない。従って小論は私の第二論文の補遺、証拠固めにとどまる。フィデスも他の理念と同じように拘束力・強制力をもつことを明らかにしたうえで、フィデスとポテスタス・ポテンティアとの結びつきを整理したが、フィデスのうちなる力という点は史料的には十分に証明できなかったうらみが残る。ただポテスタスについては、これまでもなんらかの指摘はあったが、ポテンティアをも考察の対象とした点だけは、不十分ながら新しいところと言えようか。

1992年12月

1993年8月補訂

サルスティウスに関しては, C. J. Rapsch et D. Najock, *Concordantia in Corpus Sallustianum*, 1991 Hildesheim を利用した。

注

- 1) 「その一の一」は, 「クリエンテス再考」『中部大学国際関係学部紀要』8号, 1992, p. 215ff. (以下, 第1論文とする)であり, 「その一の一」に当るのが, 「クリエンテラの底にあるもの」長谷川博隆編著『古典古代とパトロネジ』1992, p. 183-216 (第2論文とする)である。本稿は, 1992年中に書き上げたのであるが, 活字化するのをためらっていたところ, 河野与一『哲学講話』岩波書店 1993年5月が上梓された。同書中の最終章「フィデス(信)について」はFraenkel, Heinzeの二論文をふまえ, 河野氏一流の柔軟な思考に支えられたものである。この小論の基本的な参考文献は, *Thesaurus Linguae Latinae* VII, 1913, 661-691 (以下 TLL と略す); J. Hellegouarc'h, *Le vocabulaire latin des relations et des partis politiques sous la république*, Paris 1963 (以下 Hellegouarc'h と略す); G. Freyburger, *Fides*, Paris 1986 (以下 Freyburger と略す)。更に補筆にあたり, 1993年中に発表された文献のいくつかも参照できた。
- 2) 拙稿, 第1論文。M. Gelzer, *Die Nobilität der römischen Republik*, Leipzig/Berlin 1912, p. 52 [= *Kleine Schriften I*, p. 71f.]。
- 3) 拙稿, 第2論文。特に p. 201以下。問題点は注68;69;81。
- 4) E. Fraenkel, Zur Geschichte des Wortes 《fides》, *Rh. Mus.* 71, 1916, p. 187ff. (fides と略す); R. Heinze, *Fides*, *Hermes* 64, 1929, p. 140ff. [= *Vom Geist des Römertums*, 3ed. 1960, p. 59-81.] ; G. v. Beseler, *Fides*, *Atti del Congresso internaz. di diritto romano I*, Pavia 1934, p. 133-167.; C. Becker, *fides*, *Reallexikon für Antike und Christentum VIII*, Stuttgart 1969, 801ff. (Becker, fides と略す) 拙稿, 第2論文 p. 207 n. 21; p. 208 n. 25。
- 5) 拙稿, 第2論文, p. 185ff.
- 6) Becker, fides も, それを804ff. と811ff. に分けて論ずる。特に対外関係における fides は W. Dahlheim, *Struktur und Entwicklung des römischen Völkerrechts im 3. und 2. Jh. v. Chr.*, München 1968 (Dahlheim と略す); D. Nörr, *Aspekte des römischen Völkerrechts*, Bayerische Akademie d. Wissenschaften, Phil-Hist., 101, München 1989 (Nörr, Aspekte と略す) は, 新史料の解釈のなかで対外関係における fides の位置づけを図る。D. Nörr, *Die Fides im römischen Völkerrecht*, Heidelberg 1991 (Nörr, fides と略す) は簡明。ius fetiale に関して新説を示す A. Watson, *International Law in Archaic Rome, War and Religion*, Baltimore & London 1993 も, 簡潔ながら有用 (Watson, International Law)。対外関係における fides と力の問題については, これまでも論ぜられることが多かった。
- 7) E. Badian, *The Foreign clientelae*, Oxford 1958, p. 9 n. 2 (以下 Badian と略す)。
- 8) 簡単には P. A. Brunt, *The Fall of the Roman Republic*, Oxford 1988, p. 406 (以下 Brunt と略す)。
- 9) Nörr, fides, p. 13ff.; p. 23ff.; Watson, International Law, p. 52 n. 14. 古くは Dahlheim。
- 10) fides とピステリスの問題については, 汗牛充棟もただならぬ文献があるが, ここでは一点だけ J. L. Ferrary, *Philhellénisme et Impérialisme*, École fr. de Rome, 1988, p. 72ff.; p. 80 n. 123 を挙げておこう。簡単には Becker, fides, 811f., 826ff. あまりにも有名な前191年のアエトリア同盟をめぐるの Pol. 20.9.12 (cf. Liv. 36.27-28) の検討は略す (Watson, International Law, p. 90 n. 14; Nörr, Aspekte, p. 94. passim; fides. p. 23ff.)。cf. F. W. Walbank, *A Historical Commentary on Polybius III*, Oxford 1979, p. 79ff.
- 11) L. Lombardi, Dalla 'fides' alla 'bona fides', Milano 1961 (以下 Lombardi と略す) が, すでに30年前に Plautus, Terentius における fides も論じており, 書評も多いが, Lombardi 批判という意味で, 別に改めて検討してみたい。

- 12) Beseler, Imbert, Lemosse, Lombardi などの見解は拙稿, 第2論文 p. 191f. 簡単には, Becker, fides, 803f. 特に fides の発展は804ff. バンヴェニスト説は, 拙論, p. 216 n. 84.
- 13) これは私的な関係における fides であるが, 公的なそれも念頭におかなければならない。J. Imbert, *Fides et nexum*, *Studi onore di V. Arangio-Ruiz I*, Napoli 1953, p. 339ff.; p. 344; p. 354ff. は, この fides を債権者の力として捉えるが, ここで fides と力とを同じものとするか, 力を基礎づける契約・保証的なものとみるかは問題である。いずれにせよ債権者の fides のみならず, 債務者の fides が問題になるわけである (Nörr)。Freyburger, p. 69; p. 166; Lombardi, p. 86ff.; p. 75 n. 83 (Imbert, 債権者の pouvoir, それを基礎付ける engagement); A. Piganiol, *Venire in fidem*, *Mél. F. de Visscher IV*, Bruxelles 1950, p. 346 は, ここで fides のマジック的な力を説く。拙稿, 第2論文 p. 209 n. 27. cf. Val. Max. 6,1,9. その問題点は, Nörr, *Aspekte*, p. 83 n. 81. 因みに vincio—vinculum は, A. Walde-J. B. Hofmann, *Lateinisches etymologisches Wörterbuch II* 3ed, Heidelberg 1954, p. 791. Wieacker, *ZSS*, 79, p. 409f. には, nexum は fides と関係なく, fides は経済的な意味での Kredit である, と。Cic. imp. Pomp. 19 をみよ, と。
- 14) 南進する Hannibal に対する socii の姿勢が示されている。
- 15) Fides と ius iurandum については, 拙稿第二論文, p. 196; p. 211 n. 47; Hellegouarc'h, p. 27 n. 5; Caes. b. G. 1,3,8: Hac oratione adducti inter se fidem et iusiurandum dant. cf. Liv. 1,21,1; Enn. Scaen. 403V=389W (Cic. off. 3,104): O fides alma apta pinnis et iusiurandum Iovis.; Plaut. Rud. 46f; Terent. Ad. 306; Cat. orig. fr. 8,3; Cic. S. Rosc. 140; Q. Rosc. 44; off. 3,43; 3,104 (上記以外にも); 107; Lael. 39; Sen. Troades. 611. 別の視角からは, Nörr, fides, p. 6f. なお sponsio とは Caes. b. G. 5,6,6. 事例的には本小論 p. 4f. の(1)→(7)もほぼ然り。
- 16) 当該箇所少々あとにも vinculum と。Liv. 10, 41,3 (B. C. 293): iis vinculis fugae obstricti stabant, civem magis quam hostem timentes. 「こういったものが彼らを逃亡させない鎖としてあったのだ。彼らは自分たちの敵より同市民を怖れていたのだ。」
- 17) P. Boyancé, *La main de fides*, *Homm. Bayet*. Coll. Latomus 70, Bruxelles 1964, p. 104; Freyburger, p. 62f.
- 18) Fraenkel, fides, p. 195; Hellegouarc'h, p. 28 n. 3. cf. 24f.
- 19) 上記(1)→(7)をみれば, Treue, Garantie という性格と拘束性が大いに関わりをもつことは明らか。Deditio における fides も然り (Freyburger, p. 108ff; Nörr, passim)。
- 20) 私闘にかりだされるクリエントスは, 拙稿, 第2論文 p. 214 n. 66.
- 21) Hellegouarc'h, p. 24; p. 28; p. 175 に特に auctoritas, auxilium, clementia, dignitas, diligentia, gravitas, humanitas, misericordia, religio などを加え, ほぼ倍増した。Freyburger, p. 51f. は, 今回は積極的に利用しなかった。
- 22) 法廷のパトロンの fides の問題は diligentia と結び付けられて論ぜられる。特に J-M, David, *Le Patronat judiciaire au dernier Siècle de la République Romaine*, École française de Rome, Paris-Roma 1992, p. 97f.; p. 490ff.; p. 640. etc.
- 23) *TLL*, 682, 71ff.; Cic. off. I, 23 (Fundamentum est iustitiae fides.); U. Knoche, *Ciceros Verbindung der Lehre vom Naturrecht mit dem römischen Recht und Gesetz (Cicero und seine Zeit)*, Berlin 1968, p. 49f.); K. Meister, *Die Tugenden der Römer, Römische Wertbegriffe* (hrsg. Oppermann), Darmstadt 1967, p. 13; Cic. Partitiones orat. 78. (iustitia....credit in rebus fides); J. Herrmann, "Fundamentum est iustitiae fides" *Festschr. Nikolaus Graß I*, Innsbruck 1974/75, p. 3ff. (*Kl. Schr.*, München 1990, p. 315ff.)
- 24) Hellegouarc'h, p. 154f.
- 25) Cic. Verr. I, 3; Mur. 7; 45; sen. 21; fam. 1,6,2; 1,7,2; 5,5,1; 14,3,3; Att. 3,15,4. cf. Att. 1,1,4; fam. 1,4,1. Hellegouarc'h, p. 175 (n. 6).

- 26) potestas は, v. Lübtow, *RE*, *XXII*, 1040ff. 新しい見解は, *Kleine Pauly IV*, 1093f (E. Bund). ここでは①magistratus と関わりのあること, ②広い意味で imperium と同義であることを指摘したい。Walde-Hofmann, *op. cit.*, *II*, p. 347; p. 350.
- 27) Dicio とは Walde-Hofmann. *op. cit.*, *I*, Heidelberg 1938, p. 347; Th. Mommsen, *Römisches Staatsrecht III* (3Aufl. Leipzig 1887), p. 723f.
- 28) 夙に v. Premierstein, *RE*, *IV*, 1901, cliens, 26は, とりわけ対外関係においては fides により potestas はモディファイされるといふ。V. Pöschl, Politische Wertbegriffe in Rom, *AA*, 26, 1980, p. 8ff. Potestas を和らげるとは Cic. Verr. *I*, 20 (omnia in unius potestate ac moderatione vertentur.) も, 解釈次第では可能 (moderatio には別の捉え方もある)。
- 29) Wieacker, *ZSS*, 1963, p. 408f.
- 30) Lombardi, p. 53, n. 21; *TLL*. 664, 55-60.
- 31) Brunt, p. 406.
- 32) ルカニ人とアブリ人がローマ人のフィデスのもと, つまり amicitia 関係に, 一方三市は potestas のもとにというのである。いずれも populus Romanus の fides と potestas, 事態の展開やその背景はアエトリア人に対するのと同じ (Liv. 36,27,6-28,6)。Weissenborn-Müller, *Livius III*, Berlin 1924 (6Aufl.), p. 268; Dahlheim, p. 31 n. 15.
- 33) *TLL*, 665,67. fides, potestas は, いずれもローマ人のそれ。Dahlheim, p. 11 n. 1; p. 31f.
- 34) Dahlheim, p. 21 n. 6; p. 32f.; Nörr, Aspekte, p. 28pass. 特に p. 35; Watson, International Law, p. 51f. 当該箇所, 特に6,5,1をめぐる問題は W. M. Bloomer, *Valerius Maximus and the Rhetoric of the New Nobility*, London 1992, p. 129ff.
- 35) '—ve'は対立を示すとする根拠は, §1に'quoi socium nominisve Latini extrarumve nationum'とあるからである (M. Gelzer, *Kl. Schr.* *III*, p. 206; W. Eder, *Das vorsullanische Repetundenverfahren*, Diss. München, 1969, p. 155.). Dahlheim, p. 55 n. 9に対しては, D. Vollmer, *Symploke*, Hermes Einzelsch. 54, 1990, p. 61f. cf. Th. Mommsen, Das römische Gastrecht und die römische Clientel, *Römische Forschungen I*, Berlin 1864 [=HZ, *I*, 1859], p. 356f. 当該箇所の解釈は, A. Lintott, *Judicial Reform and Land Reform in the Roman Republic*, Cambridge 1992, p. 110f. に詳しいが, 当論文とは解釈が異なる。
- 36) この書簡では, fides および potestas と並んで, 貴方 (Q. Cicero) の humanitas が, 強調されていることに注意。
- 37) Brunt, p. 406 n. 68; A. Watson, *Rome of the XII Tables*, Princeton 1975, p. 47-51; p. 101; p. 105.
- 38) 前57年にポンティフェクス団の前で自分の domus に関して行なった演説。§1-32でキケロが穀物供給のコントロールのためにポンペイウスを任命したことに対するクロディウスの攻撃に応える。神官団を誉めあげ, 彼らがローマのいかなるものを護ってきたかを列挙し, 彼らの sapientia, fides, potestas を並べている。Hellegouarc'h, p. 28 n. 3; Freyburger, 71f.
- 39) Dahlheim, p. 30 n. 14; Caes. b G. 2,31,3; 5,20,2; 7,89,2; Hellegouarc'h, p. 28 n. 3; Lombardi, p. 53 n. 21.
- 40) *TLL*, 666, 78; Freyburger, p. 67; p. 216.
- 41) Lombardi, p. 53 n. 21; Dahlheim, p. 30 n. 14.
- 42) Hellegouarc'h, p. 28 n. 3; Freyburger, p. 68; p. 209.
- 43) Cic. prov. cons. 35; Freyburger, p. 209. cf. Fraenkel, fides, p. 197; Hellegouarc'h, p. 28 n. 3.
- 44) Cic. Flacc. 102をこれに加えたい。そこには, あなたの fides としかないが, ただ単に magistratus のフラックスの fides にとどまらず, その potestas も暗々裡に存在したのではなかろうか。Hellegouarc'h, p. 28n. 3; Fraenkel, fides, 195; Ennius, Ann. 1. fr. 58V (本小稿, 注48) に連なる点の指摘は, Freyburger, p. 210.

- 45) Freyburger, p. 190 n. 414.
- 46) Lombardi, p. 90ff.; Becker, 809; Pöschl, *AA.* p. 9f.; Freyburger, p. 209. Wagenvoort の「マナ論」をふまえて, Piganiol は fides の魔力を説く (注13参照)。Devotio については, *Kl. Pauly*, I, 1501. cf. Varr. L. L. 6, 86.
- 47) ある意味では potestas と fides の結合だが, 当然 tribunicia potestas を示す史料も多く (Cic. Caec. 8; Cluent. 83; Sall. Cat. 38, 1; Hist. I, 55, 23 (Kurfess); I, 77, 14; III, 48, 8; 48, 23), 広い意味での官職保有者の potestas と fides となろう。
- 48) (a) fides と imperium は, Macrobian Sat. 3,9,9-12 (上記の注46参照)。論理的には imperium を与えられた mag. にとっての fides に他ならない。しかもそれはまた力でもある。また imperator の fides は Cic. off. 1,35; Caes. b. c. 1,74,2; 3. 以下 Ennius の事例を挙げる。
 ① fides et regnum は, Enn. Ann. 1. fr. 58V (Steuart, I, fr. 42 = 112-13W.; Lombardi, p. 94; Freyburger, p. 210): Quod mihi meaeque (St., W. は reique) fidei et (St., W. は とる) regno vobisque Quirites se fortunatim feliciter ac bene vortat. 「私は祈る。市民よ! これを私にとって, また我々の仕事にとって, 我々の fides にとって, 我が王国にとって, そして貴方にとって幸福でよい運命に変えてくれ給え (St., W. の読みに従う)」② fides et imperium は Enn. Scaen. 186V = 198W (Hect Lytra. fr. 17. *TLL*. 667,32; Lombardi, p. 94): Per vos (servos) et vostrum imperium et fidem, Myrmidonum vigiles, commiserescite. 奴隷か。「見張り人たち, Myrmidon たちよ! 私は貴方たちすべてに, 貴方の imperium と fides にかけて, 慈悲を求めたい」③ Enn. Ann. 32V = 78W (St. 1, fr. 41 = Macr. 6,1,13): Accipe daque fidem, foedusque feri bene firmum. 「fides を交わしたい, そして結びつき (同盟条約) を本当に強固なものにしたい」 (Hellegouarc'h, p. 27)
 (b) fides と magistratus には (Varr. L. L. 6,86) 明らかに「力」が底にある。cf. 本論文, 史料⑩の Cic. Mur. 1 (Cic. Flacc. 102); Lombardi, p. 94.; Becker, 809
- 49) *TLL*, 665, 44-50; Lombardi, p. 53 n. 20. populus Romanus の fides のもとに入ることが, その dicio の中に入ることをも意味するとは, Badian, p. 4-7; 156; Brunt, p. 406.
- 50) amicitia と fides の関係が問題となる。史料④, 注32, 注35参照。
- 51) Dahlheim, p. 30 n. 14; p. 85 n. 6 (synonym とする). cf. Nörr, *Aspekte*, p. 16; p. 21; p. 36; J. Briscoe, *A Commentary on Livy Books 34-47*, Oxford 1981, p. 108.
- 52) Dahlheim, p. 41f.; Nörr, *Aspekte*, p. 61; p. 69. passim cf. Briscoe, *op. cit.*, p. 358.
- 53) Dahlheim, p. 30 n. 14; Freyburger, p. 109 n. 37.
- 54) 史料②③④⑤も加えて, Lombardi, p. 53 n. 20. cf. Curt. 8.4.21 (本稿. 注41)。
- 55) Lintott, *op. cit.*, p. 110f. *Lex Acilia*, I (本論文, 注35)。
- 56) Dahlheim, p. 13f.; p. 29ff.; p. 31 n. 15; p. 39ff.; p. 43; Hellegouarc'h, p. 28 n. 3; Nörr, *Aspekte*, p. 21; p. 35; p. 38f.; p. 46; p. 64f.; p. 146f.
- 57) H. Drexler, *potentia*, *RM.* 102, 1959, p. 76f. [= *Politische Grundbegriffe der Römer*, Darmstadt 1988, p. 143] (以下 Drexler, *potentia* と略す)
- 58) Drexler, *potentia*, p. 62 [論文集 p. 131]。Gratia et potentia は, C. Moussy, *Gratia et sa famille*, Paris 1966, p. 380; p. 386. 事例は本稿本文中の史料の他に Cic. Sex. Rosc. 60; 122; fam. 13,29,5; Sen. vit. beat. 2,4; epist. 21,6; 94,72; Suet. Nero. 6,7.
- 59) Hellegouarc'h, p. 27; p. 206; p. 242; Freyburger, p. 47 n. 107; p. 64は, promesse としての f. と, それに対比される gratia という。Moussy, *op. cit.*, p. 286.
- 60) Hellegouarc'h, p. 240ff. Auctoritas との結び付きは Moussy, *op. cit.*, p. 387ff.
- 61) Minae (脅迫) と potentia という点, かなり否定的な意味が濃い。法廷のパトロンにおいては, そのフィデスが一般的 (David, *op. cit.*, passim.)。

- 62) カエサルの発言である。potentia と nobiles との関係が示される。両概念の結びつく史料については、注68参照。Hellegouarc'h, p. 240f.; Drexler, potentia, p. 78.
- 63) Hellegouarc'h, p. 241 n. 11. 本小稿, 注68参照。
- 64) Ferrary, *op. cit.*, p. 76. 本小稿, 注10参照。
- 65) Plaut. Truc. 755; Hellegouarc'h, p. 238f.
- 66) Cic. Sest. 98; Pomp. 69; Sall. Cat. 29,3; Hellegouarc'h, p. 240; v. Lübtow, *RE*, *XXIII*, 1040ff.
- 67) Cic. dom. 80: ea iura..., quae nec vis temporum nec potentia magistratuum nec res iam iudicata nec denique universi populi Romani potestas,... labefactare possit.
「政治的な嵐も, magistratus の potentia も, また判決なども, 更には (他のすべてに優る) 全ローマ国民の potestas も揺り動かさないあの法が…」
- 68) nobiles- (dignitas-) potentia... Sall. Iug. 27,2; 30,3; Cat. 20,8; 48,5; Caes. b. G. 1,18,6. Cic. rep. 2,56; Asc. Corn. 69; Drexler, potentia, p. 62f.; p. 78f.
- 69) Hirt. b.G. 8,50,2; Sall. Iug. 3,4; Cat. 20, 7; 39,1; 58,11; Hist. frg. 1,12; Drexler, potentia, p. 76; p. 79f.; Hellegouarc'h, p. 240.
- 70) Factio の potentia は Sall. Iug. 31,4. cf. Cic. Brut. 164; Drexler, p. 79. また dominatus との結びつきは Caes. b. c. 1,4,5; Drexler, p. 80. cf. Sall. Cat. 38,3; Hist. frg. 1,12.
- 71) Drexler, potentia, p. 67f.; p. 78ff. また dicio と pauci の potentia との結びつき (Sall. Cat. 20,7) の底にあるものを思う。
- 72) もっともかなり問題が残るが Cic. Mur. 59がある。Hellegouarc'h, p. 309f.
- 73) Iniusta potentia は Sall. Iug. 41,10; Hellegouarc'h, p. 308.; p. 309 n. 3; n. 4.
- 74) *TLL*. 664, 61-69.; Lombardi, p. 76ff.
- 75) Cic. Mur. 27. cf. Gell. 5,19,10.
- 76) 拙稿「カエサルの寛恕」『名古屋大学文学部研究論集』110,1991,p.96; p.124.